

秩父市出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政の透明性の確保、市と市民による協働のまちづくりにつなげることを目標とするため、職員等が市民等の集会、会合等に出向いて、市の施策、制度、事業等について説明する「秩父市出前講座」(以下「出前講座」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 出前講座は、市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者が5人以上で構成する団体又はグループ(以下「団体等」という。)が開催する集会、会合等を対象に実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがある場合
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とする催し等を行うおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか出前講座の趣旨に反する場合

(実施期間等)

第3条 出前講座の実施時間は原則として、平日午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日及び祝日に希望する場合は、担当課と団体等間で協議することとする。

2 出前講座の実施場所は、市内とし、会場は団体等が用意するものとする。

(新規講座の公開)

第4条 部局等は、新規で実施するテーマ及びその内容を取りまとめ、広報広聴課に提出するものとする。

2 広報広聴課は、必要に応じて講座の新設又は廃止を部局等に依頼するものとする。

3 広報広聴課は、新規講座及びその内容を、市ホームページに掲載すること等により、市民等にその周知を図るものとする。

(申込み及び受付)

第5条 団体等は、実施を希望するテーマを選び、出前講座申込書(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ、実施希望日の1か月前までに担当課に申し込むものとする。

2 第1項の規定による申込みは、持参、郵送、FAX、メールにより行うものとする。

3 第1項の申込書の提出を受けたテーマの担当課は、原則として、7日以内(土曜日、

日曜日及び祝日を除く。)に団体等と日程等の調整を行うものとする。

4 担当課は、前項の規定による調整をし、出前講座を実施する日時等を決定したときは、申込者に連絡するものとする。

(経費)

第6条 会場の使用料、有償の資料等の経費は、団体等が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に関して必要な事項は、広報広聴課が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。